

平成23年3月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成23年3月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成23年3月8日（火） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第36号 市川市教育委員会公印規則の一部改正について
議案第37号 市川市教育委員会教育功労者表彰規程及び市川市教育委員会教育長顕彰規程の一部改正について
議案第38号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
議案第39号 市川市中央図書館及び市川市映像文化センターの管理に関する規則及び市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 6 その他
 - (1) 市川市立東国分中学校特別支援学級設置について
 - (2) 平成22年度教育実践記録論文の表彰について
 - (3) いちかわ市民アカデミー講座の実施について
 - (4) 平成22年度社会教育委員会議の報告について
 - (5) 市川市立図書館障害者サービス要綱の制定について
 - (6) 市川市中央図書館と市川市議会図書室との連携事業の実施について
 - (7) 市川市立図書館の図書館資料に係る損害賠償に関する取扱基準の制定について
 - (8) 考古・歴史博物館の祝日開館の試行について
 - (9) 平成22年度企画展「市川出土の縄文土器」の開催について
 - (10) 平成21年度～平成22年度自然博物館企画展示の実施結果について
 - 7 閉 会
 - 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第36号 市川市教育委員会公印規則の一部改正について
議案第37号 市川市教育委員会教育功労者表彰規程及び市川市教育委員会教育長顕彰規程の一部改正について

員会教育長顕彰規程の一部改正について

議案第 38 号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について

議案第 39 号 市川市中央図書館及び市川市映像文化センターの管理に関する規則及び市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

2 その他

- (1) 市川市立東国分中学校特別支援学級設置について
- (2) 平成 22 年度教育実践記録論文の表彰について
- (3) いちかわ市民アカデミー講座の実施について
- (4) 平成 22 年度社会教育委員会議の報告について
- (5) 市川市立図書館障害者サービス要綱の制定について
- (6) 市川市中央図書館と市川市議会図書室との連携事業の実施について
- (7) 市川市立図書館の図書館資料に係る損害賠償に関する取扱基準の制定について
- (8) 考古・歴史博物館の祝日開館の試行について
- (9) 平成 22 年度企画展「市川出土の縄文土器」の開催について
- (10) 平成 21 年度～平成 22 年度自然博物館企画展示の実施結果について

5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之
五十嵐 美美子
中村 ふじ江
内田 茂男
田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	伊藤 恵津子	教育総務部長	岡本 博美
学校教育部長	古山 弘志	生涯学習部長	下川 幸次
教育総務部次長	林 芳夫	学校教育部次長	川添 茂
生涯学習部次長	角来 富美枝	教育政策課長	大野 英也
人事福利担当室長	田米開 豊	就学支援課長	西村 享
教育施設課長	金子 登志夫	義務教育課長	藤間 博之
指導課長	川口 知子	保健体育課長	押田 敏郎
教育センター所長	大嶋 章一	生涯学習振興課長	丸山 賢治
地域教育課長	鈴木 栄司	青少年育成課長	安部 幸弘

中央図書館長 露木 芳輝 考古博物館長 石毛 一成
自然博物館長 宮田 明吉

8 事務局職員、職・氏名 教育政策課 主幹 竹内 博之
" " 主幹 山田 浩一
" " 副主幹 近藤 孝子
" " 主任 堀 優子

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成23年3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、お配りした日程に従い議事を進めます。まず、会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、中村委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第36号 市川市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の1ページをごらんください。今回、本規則の一部を改正することといたしました理由でございます。現在、教育総務部就学支援課におきましては、市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例及び市川市立幼稚園管理規則に基づき公立幼稚園の入園の許可等の事務を行っているところでございますが、平成23年度から、事務の効率化を図るため、公立幼稚園に関する事務の一部をコンピューターネットワーク及びこれを制御するソフトウェアで構築される情報システムを用いて処理することとしたところでございます。この情報システムにおきましては、これまで1枚ずつ公印を押印する必要のあった幼稚園の入園許可・不許可決定通知書等の公文書につきましては、公印の印影の電子情報である電子公印をあらかじめ電子計算機、パソコン等に記録し、公印の印影を印刷して出力ができるようプログラムされております。そこで、電子公印を用いて公文書に公印の印影を印刷することによって公印の押印に代えることができるよう措置する必要があるほか、所要の改正を行う必要があるため、公印規則の一部を改正するものでございます。続きまして、主な改正内容をご説明いたします。同4ページ、新旧対照表をお願いいたします。まず、先に右の改正後の第9条の第1項につきましては、ただいまご説明いたしましたとおり、公立幼稚園に関する事務の一部を情報システムを用いて処理することに伴いまして、電子公印を用いて公文書に公印の印影を印刷することによって公印の押印に代えることができるることを定めるものでございます。また、2項から第5項までは電子公印の記録方法、電子公印の不正利用の防止、その他電子公印の管理等について必要な事項を定めるものでございます。次に、改正の第7条は、改正前の第8条に相当する規定でございます。公印の押印手続を定めてございますが、今回、公印の押印手続を市長部局における運用に倣い、公印を押印しようとするときは、公印を押印しようとする公文書に係る起案文書を公印管理者に提示しなければならないこととしたものでございます。続きまして、改正後の第8条は、改正前の7条に相当する規定でございます。現在、一時に多数の押印

が必要な公文書につきましては、教育長が適當と認める場合に限りまして公印の印影を当該公文書を印刷することによりまして公印の押印に代えることができるとしておりますが、公印の印影を印刷した公文書の取り扱いについては何ら規定がございません。そこで、公印の印影を印刷した公文書を適切に管理するため、その保管、廃棄等を加えるものでございます。最後に、施行期日についてご説明いたします。3ページにお戻りください。この規則の施行期日、すなわちこの規則の改正後の公印規則の適用日について定めるものでございます。この施行期日につきましては、平成23年度から公立幼稚園に関する事務の一部を情報システムを用いて処理するため、同年4月1日前にこの規則による改正後の市川市教育委員会公印規則の規定に基づき、教育長の承認を受けて電子公印を電子計算機に記録する必要がございますことから、交付の日をこの規則の施行期日とするものでございます。以上、公印規則の一部改正につきましてご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第36号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第37号 市川市教育委員会教育功労者表彰規程及び市川市教育委員会教育長顕彰規程の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

6ページをお願いいたします。まず、改正の理由でございますが、教育功労者の表彰に際しましては、本市における教育、学術、文化等の振興に功績が顕著であったものとされておりますが、功績の大小にかかわらず、単に長年にわたり委員などの職を務めてきたというだけで表彰を決定している場合があるとのご指摘を、これまでたびたびいただいておりました。昨年10月の定例教育委員会におきましても、平成22年度の教育功労者表彰者の決定に際しまして同様のご指摘をいただきましたので、事務局といたしましては表彰規程の見直しを行い、次回からは、単に年数だけでなく功績の内容を精査すること、それに伴いまして感謝状という方法も検討したいということを回答させていただいたところでございます。今回の規程の見直しにつきましては、市長部局の他の表彰制度とも整理を図りながら、真に重みのある表彰が行えるよう検討を行いました結果、本日ここに改正案を提案させていただくものでございます。次に、改正内容についてご説明いたします。今回

の改正の考え方といたしましては、まず、長年にわたり附属機関の委員などを務めていただいた方を教育功労者の表彰対象から外しまして、教育長の顕彰規程の感謝状の対象としてございます。次に、市川市の表彰規程との整理を図りまして、本市の職員につきましては、市川市職員表彰規則で表彰することが可能であるため、教育功労者表彰規程及び教育長顕彰規程に基づく表彰対象から削除したこととございます。その他必要な条文の繰り上げや条文整備など所要の改正を行ったものでございます。それでは、9ページ、教育功労者表彰規程新旧対照表をごらんください。まず、第2条の（定義）でございますけれども、教育功労者につきましては、これまで亡くなつた故人につきましては表彰対象としておりませんでしたが、今回、他の表彰規程に合わせまして対象に加えたものでございます。次に、第3条の本文、「市立学校その他の教育機関若しくは教育委員会事務局の職員」云々とございますけれども、先ほども改正内容で申し上げましたが、本市の職員につきましては、市川市職員表彰規則で表彰することが可能であるため、対象から削除するものでございます。以下、第5号、第6号につきましても同様の理由で削除するものでございます。また、これまで第4号では「地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関の委員として6年以上その職にあつた者」とございます。この規定につきましては、ご指摘をいたしておりますように、功績の有無を問うよりも在職年数のみに着目し表彰対象となっていたため、本規定から削除いたしまして、教育長顕彰規程の感謝状の対象に移行させるものでございます。これにつきましては、後ほど改正後の教育長顕彰規程のほうでごらんいただきたいと思います。次に、現行の第4条は、第3条の第4号、第5号の削除に伴いまして削除するものでございます。10ページをお願いいたします。現行の第11条には「教育功労者がその表彰前に死亡したときは、「表彰状及び記念品は、その遺族に授与する。」とございます。つまり、現行の第11条の規定につきましては、表彰の決定後に亡くなつた場合を想定した規定でございました。改正後の第10条では、亡くなつた方でも教育功労者としてふさわしい功績を残された場合には、表彰の対象といたしましたことから、対象者が故人の場合には遺族に授与する旨を定めたものでございます。次に、現行の第12条には、「教育功労者が懲戒処分を受け、」とございますが、懲戒処分につきましては職員が対象でございまして、今回、職員はすべての規定の表彰対象から削除いたしましたので、この部分を削除したものでございます。次に、教育長顕彰規程の改正についてご説明申し上げます。12ページをお願いいたします。第3条の（賞状）におきまして、教育功労者表彰規程と同様、亡くなられました方も表彰対象とするため、故人を加えたものでございます。また、第2号でございますけれども、現行の規定に「市川市教育委員会が主催し、又は共催する行事において、その功績が極めて優秀であり、他の模範とするに足るもの」

に賞状を授与するとございます。しかしながら、現在、教育委員会が後援している行事におきましても、教育施策の推進上、有益であると判断されるものに対しましてもさまざまな教育長賞を授与しているところでございます。例えばスポーツ競技大会ですとか、音楽コンクール、絵画展覧会などいろいろございますけれども、そのような行事で優秀な成績をおさめた者に教育長賞を授与しているところです。しかし、これらの授与につきましては顕彰規定に基づく表彰ではなく、各所管課が個別に教育長決裁により授与していた実態がございましたために、今回新たにここに後援行事を加えまして、教育長賞授与の根拠としたものでございます。次に、13ページの第4条でございますけれども、改正後の第2号につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、附属機関の委員の職に長くついていただいた方を教育功労者表彰規程の表彰から移行させたということでございます。同じく第4条の現行の第2号には、ここでは略になっておりますけれども、第1号の規定に「教育、学術又は文化に関する行政に協力し、その功績のあったもの」がございますので、ここに含まれると解釈できますことから、削除させていただいたものでございます。また、現行の第3号は、市川市職員表彰規則で表彰することができるため、削除するものでございます。次に、改正後の第5条は、新たに附属機関の委員を移行させてまいりましたため、委員として6年以上という在職期間の計算方法について定める必要がありますことから、本条に規定したものでございます。最後に施行期日でございますが、教育功労者表彰規程も教育長顕彰規程も平成23年度の表彰対象者から適用するために、4月1日を施行期日とするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。毎年、表彰の都度問題になっていたところが、かなりすっきりしたのではないかと思います。質疑がないようですので、議案第37号を探決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第38号 市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 義務教育課長

資料14ページをごらんください。提案理由でございますが、学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正等に伴い、新たに「主幹教諭」が加わったほか、県立学校管理規則に合わせ、職務専念義務の免除の承認者を「校長が

与える」に改める等を加えました。また、別紙様式の中の提出先を、条文に合わせ「教育長」から「教育委員会」に改めたほか、出勤簿及び職員の勤務状況報告の書式を改めたことから、同規則に関する市川市立小学校、中学校及び特別支援学校管理規則において、同規則の規定を引用している条文を整備する必要が生じたため、この規則を改正するものでございます。具体的にご説明いたします。新旧対照表の17ページから19ページをごらんください。先ほど申し上げましたように第2条(2)の「教頭」の後ろ「教諭」の間に「主幹教諭」を入れます。主幹教諭につきましては、県教育委員会の発令となります。主幹教諭の職務につきましては、第4条の(1)県費負担教職員の表中、教員の欄、教頭の下に位置づけられており、「校長（副校长を置く学校にあっては、校長及び副校长）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。」という職務を与えております。なお、教務主任の発令につきましては、校長が今までどおり行うものでございますが、主幹教諭または教諭の中から教務主任を命ずることができます。第41条の2以下、「教育長」が「教育委員会」、または43条等追加の部分はすべて県立学校管理規則に合わせて本市の管理規則を改正したものでございます。なお、お手元に別紙で「主幹教諭及び指導教諭の配置」新規という1枚のA4の資料をご用意させていただきました。本市におきましては、まだ主幹教諭の配置は行っておりませんが、平成19年6月の学校教育法の改正により制度化しております。主幹教諭と同時に指導教諭の配置が可能になったということでございます。その中で、本年度、主幹教諭につきまして県教育委員会に希望したところ、平成23年度より1名の主幹教諭を配置するという答えが来ております。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

規模によって定員が決まっていますが、主幹教諭はどういう定員枠ですか。

○ 義務教育課長

特別な加配、増置でもございませんで、学校職員の定数の中に含まれておりますので、主幹教諭が発令されると、それに伴って週30時間の非常勤職員が1名配置されます。

○ 五十嵐委員

各学校に1名配置されるのですか。

○ 義務教育課長

本年度、要望しましたのが1校1名でございます。現在の予定では、宮田小学校に配置の予定をしております。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第38号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第39号 市川市中央図書館及び市川市映像文化センターの管理に関する規則及び市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 中央図書館長

資料31ページから35ページになります。現在、市川市立図書館では、図書館資料の館外貸し出しを受けようとする者は、あらかじめ教育委員会の登録を受けなければならず、この登録の申請をした者に対して、教育委員会はこれらの者が有資格者であると認められたときに登録をし、ついで図書館利用券を交付しております。しかし、平成19年11月より住民基本台帳カードの多目的利用サービスとして図書館資料の館外貸し出しが受けられるようになったことに伴いまして、館外貸し出しを受けることができる利用者の中には図書館利用券が交付されている利用者と、多目的サービスにかかる情報の記録がされた住民基本台帳カード、館外貸し出し対応住基カードが交付されている利用者との2種類の利用者が現在存在しております。また図書館資料の館外貸し出しのための教育委員会の登録の有効期限は、市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例、または市川市図書館の設置及び管理に関する条例の規定によりまして、個人にあっては3年間となっております。これらの有効期限が満了後に引き続き館外貸し出しを受けようとする者は、それぞれの条例において教育委員会規則の定めるところにより教育委員会に登録の更新の申請をしなければならないと規定されております。この場合の教育委員会規則の定めるところとは、今回改正を予定しております市川市中央図書館及び市川市映像文化センターの管理に関する規則、または市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則において規定しているところであります。その内容は、申請に必要な書類に図書館利用券を添えて行うものですが、先ほどご説明しましたように、館外貸し出しを受けることができる者には図書館利用券が交付されている利用者のほか、館外貸し出し対応住基カードが交付されている利用者が存在するため、このたび当該館外貸し出し対応住基カードを持つ利用者が登録の更新の手続をする場合を含めた規定に改めるほか、所要の改正をするものであります。なお、当該規則の一部改正は、交付の日より施行される予定でございます。以上です。よろしく

ご審議のほどお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十嵐委員

これをやることで利用者にとって便利になるのですか。

○ 中央図書館長

これが住基カードが出る前の以前からの図書館の利用券ですが、今でもこれだけを使っている方がいらっしゃいます。住基カードができたときに、住基カードに図書館の利用もできるようにしてほしいという申し出があつた方には、裏にバーコードをつけることによって図書館の利用券としても使えるということだったのですが、更新の際に、この条例の中に、住基カードの有効期限が10年で、図書館は3年ごとの確認をお願いしているので、こちらを持ってきた方が、どういう規定に基づいているのか等の話があり、私どもで確認しましたところ、住基カードの更新の規定が入っていなかつたので、今回それを入れさせていただくものであります。利用者にとって、住基カードで図書館の利用券も使えることはそのまま変わらず、今回特に利用者にとって変わるということではございません。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第39号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1)市川市立東国分中学校特別支援学級設置についてを説明してください。

○ 義務教育課長

平成23年度4月から市川市立東国分中学校に知的障害に対応する特別支援学級を新規に設置いたします。本来、市川市の特別支援教育は障害のある児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立を目標に社会参加できるようにするために、一人一人のニーズに対応したきめ細かな教育を行っております。また、環境整備もあわせて進めていくために、特別支援学級の計画的な新設や充実に努めてまいりました。具体的には、特別支援学級設置においては、地域的バランスと学級規模の適正化、通学する児童生徒の負担軽減と安全確保をしていくことをねらいとして新規に設置することを進めてまいりました。本年度は信篤小学校に知的障害に対応する特別支援学級を開設し、現在、小学校21校、中学校8校に特別支援学級を設置し、設置率52.7ペーセントになっております。このたびの新規設置により、先ほど申しましたねら

いが達成できるだけでなく、東国分中学校の通常学級の生徒たちにとっても、校内でのさまざまな交流活動を通して互いを認め合い、ともに生きようとする心情を培うことができるため、現状以上の教育効果が期待できるものと考えております。現在、新入学で4名の入級希望があり、着々と準備を進めております。最終的には県教育委員会の同意がおりて開設することとなりますが、認可の方向で進んでいることをご報告いたします。以上でございます。

○ 五十嵐委員

二中を見学したときに、二中の特別支援学級はすごい人数でした。学級数の偏りの上で、二中の子が何人かそこに流れるということではなく、4名は新1年生ということですか。

○ 義務教育課長

現在のところ、入級希望につきましては新入生で、二中からの転学は今のところないと聞いております。

○ 宇田川委員長

52.7パーセントというのは、ほかの市と比べてどうなのでしょうか。

○ 義務教育課長

細かい数字は持っておりますけれども、近隣各市よりもかなり高い割合で配置できていると思います。

○ 五十嵐委員

知的障害のほかに難聴とか言語とか情緒とかが市川は多いわけですか。

○ 義務教育課長

設置率と申しましたのは、市内全校の中での割合でお話しさせていただきました。今申し上げた29校の中には複数の障害に対応できる学級を抱えている学校も含まれておりますので、単純に市内でどれだけの特別支援教育に対応できる教室を抱えている学校かということでの割合でございます。

○ 五十嵐委員

知的障害の子たちも高等部に行くに従って逆三角形でふえているのは、小中の特別支援が充実しているからこそだと思います。県が認可するので何とも言えないと思うのですが、そのほかに今問題になっている軽度の発達障害の子どもの対応のための学級は何か考えていらっしゃいますか。

○ 義務教育課長

来年度、知的学級を開級というお話をさせていただきましたけれども、今後、そういう面での開級も視野に入れて検討していきたいと思っております。

○ 五十嵐委員

問題がクローズアップされてきておりますので、その辺お願いします。

○ 宇田川委員長

次に(2)平成22年度教育実践記録論文の表彰についてを説明してください。

○ 教育センター所長

資料の36ページをお願いいたします。市川市では、昭和54年より教育実践記録論文の募集を始め、今年度で32回を数えました。1月18日に東京学芸大学大熊教授、市川市教育委員会五十嵐教育委員ほか3名を審査員にお願いし、審査会を開催いたしました。審査結果は39ページをごらんいただきたいと思います。今年度の応募総数は、一般部門は10編で、昨年より2編増加いたしました。フレッシュ部門は3編で、昨年度より7編減少してしまいました。来年度は若年者研修などで積極的に呼びかけて応募をふやしていきたいと考えます。2月15日には表彰式を開催いたしました。表彰式に続きフレッシュ部門の優秀賞、一般部門の最優秀賞による発表会を開催いたします。2年目教員54名が発表会に出席し、真剣に発表を聞き、大きな刺激になったこと思います。なお、最優秀、優秀、優良については実践記録論文集「いぶき」としてまとめ、各学校に配布するとともに、教育センターホームページにも掲載する予定です。以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に(3)いちかわ市民アカデミー講座の実施についてを説明してください。

○ 生涯学習振興課長

資料の40ページをお願いいたします。平成23年2月5日の昭和学院短期大学、12日の和洋女子大学、19日の千葉商科大学、以上3大学による市民アカデミー講座の閉講式をもちまして、本年度すべてのいちかわ市民アカデミー講座が終了いたしました。今年度の実施結果につきましては、40ページの3の表のとおりでございます。応募者293名のうち受講者は279名で、年間10回の講座で、延べ受講者数は2,113名、出席率が75.6パーセント、8回以上出席された受講者に交付します修了証授与者は198名で、71パーセントの方が修了となっております。応募状況、出席率を見ましても、この事業が市民に定着しており、さらに事業内容の充実を求められるものと考えております。そのことを踏まえまして、今後も3大学と協議をしながら受講者定員の拡大を検討していくものとし、応募者の受け入れ体制を強化できればと考えております。この市民アカデミー講座の最大の目的であります新しい知識を習得し、広く仲間づくりを図るきっかけづくりとして、各大学では閉講式後に懇親会を開催しております。また、講座内容は受講者の学習成果を地域活動に生かすという点から、各大学ともそれぞれ特色のある生活に身近なテーマを考えて開講してくれております。受講者の中には、防犯パトロールとか地域防災リーダー、点訳朗読、保育サポーターなどの活動や、障害者施設、健康都市推進員、社会福祉協議会などを通じてボランティア活動に取り組まれている方もいらっしゃいます。最後になりますが、来年度も充実した内容で継

続してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

次に(4)平成22年度社会教育委員会議の報告についてを説明してください。

○ 生涯学習振興課長

資料41ページをごらんいただきたいと思います。今年度も年3回の会議を行いまして、第1回目が7月に実施しました。まず、生涯学習部の事業の概要を説明いたしました。議題は「第三次生涯学習推進計画について（報告）」で、本計画について最終的なご意見をいただきました。第2回目は11月に実施しまして、委員の方の任期満了による委嘱がえがございましたので、委嘱辞令交付式を行いました。そのことに伴いまして委員長と副委員長を選出し、委員長に市川学園理事長の古賀正一委員、副委員長にNPO法人親そだちネットワークビジー・ビー理事長の伊藤雅子委員に決定しております。議題は「生涯学習における情報発信のあり方について」で、これはことしの2月に実施いたしました3回目の会議と同じ議題で、連動した形になっております。内容は、還暦式を機に作成いたしました「生涯学習施設マップ」を生かした生涯学習に関するリーフレットの原案と生涯学習部のホームページについて、皆さんからご意見をいただきました。いただいた主な意見は資料のとおりでございます。報告は以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に(5)市川市立図書館障害者サービス要綱の制定についてを説明してください。

○ 中央図書館長

42ページをお願いします。この要綱の制定の理由は、主として身体的な障害を有することにより市川市立図書館の利用が困難な利用者のために特別に実施する公共図書館サービスに関して、個々のサービス内容や所定の手続等、必要な事項を定めた要綱を制定するものであります。主なサービス内容ですが、まず図書館法第3条第1項関係といたしまして、図書館資料の収集、提供といたしまして、①の点字資料から⑤の障害者専用機器の提供のサービスをうたってございます。また、図書館法第3条第4号関係、各種図書館との図書館資料の相互貸借として、⑥にございます障害者サービス資料、大活字本その他図書館資料の他の図書館との相互貸借ということで、こちらに明記させていただきました。同じく図書館法第3条第5号関係といたしましては、サービスポイントの設置及び自動車図書館等の巡回となっておりまして、こちらの⑦本市市域内の病院又は社会福祉施設への障害者サービス資料、大活字本その他図書館資料の提供とうたわせていただきました。次に、著作権法第37条第3項関係では、視聴覚障害者のための複製に関する著作権制限ということで、視聴覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のあるものために行う公表された著作物の音声にすることその他の方法に

による複製について、ここに明記させていただきました。以上のサービスに関して規定をするものでございますが、なお、試行期日は23年4月1日を予定しております、現在、要綱の細部につきましては、法制部法制担当と最終調整中でございます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

市川市立図書館障害者サービス要綱としないといけないのですか。例えば市民にとって、だれにでも使いやすい図書館と考えたときに、障害者サービスと銘打つ必要はあるのかなと思いました。障害者自身ではなくて、何かつくらないと法に不便を要したり、手續が滞るということだったら、それはそれでいいのですけれども、本来的には市民サービスだったら関係ないのではないかと思ったのですが、ステップを踏まないとそうなってはいかないとは思いますけど、意識の中では、どこかに置いておいたほうがいいと思います。

○ 中央図書館長

おっしゃるとおり障害者の対応につきましては、既にマニュアルを作成して、それに応じてサービスはやっているのですが、今後、先ほど申し上げました他館との連携とか、住民の方が権利等を主張された場合に、マニュアルではなくて、確固としたよりどころがあったほうがいいだろうということで、法務と相談いたしまして、要綱という形で今回進めさせていただいているところです。もちろんサービスについては、今までどおり、あるいは今まで以上のものを目指すことは変わりません。

○ 五十嵐委員

例えば音声にした場合、視覚障害でなくても普通の人でもだんだん必要になってくるし、大きい活字のものも通常の人も必要になっている時代ですね。

○ 宇田川委員長

次に(6)市川市中央図書館と市川市議会図書室との連携事業の実施についてを説明してください。

○ 中央図書館長

実施する事業の趣旨といたしましては、図書館法第3条第4号に図書館の実施すべき事項の1つとして、先ほど申し上げましたが、「他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。」と規定していることに基づきまして、今回、中央図書館と議会図書室が連携して、市議会議員や各会派、常任委員会等の調査研究依頼に対して中央図書館が所蔵する図書館資料や導入しております外部データベース等により、情報等を議会図書室を通じて市議会議員に提供する事業を実施するものでございます。実施を予定している主たる内容といたしましては、市議会議員等の調査研究に資するために議会図書室に対して実施する図書館資

料の貸し出し、市議会議員等の依頼に対して議会図書室を通じて実施する図書館資料の複写サービス、市議会議員等の調査研究に係る議会図書室からの協力レファレンスの回答、その他議員等の調査研究を援助するために議会図書室と連携して実施する図書館サービスです。以上の連携事業実施に係る所定の手続等必要な事項につきましては、内規を定めて運用することを考えおりまして、現在、内規の規定内容等について、法務部法制担当及び議会事務局議事課と最終調整中であります。なお、事業の開始は平成23年4月1日を予定しております。以上です。

○ 宇田川委員長

次に(7)市川市立図書館の図書館資料に係る損害賠償に関する取扱基準の制定についてを説明してください。

○ 中央図書館長

資料44ページになります。現在、市川市立図書館では、利用者が図書館資料を紛失等した場合、施設等の損害賠償請求について規定しております市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第25条、または市川市立図書館の設置及び管理に関する条例第15条に基づきまして弁償してもらっております。その際、紛失等した図書館資料と同等の現物による弁償を原則としておりますが、当該資料が絶版等の事情により入手困難な場合には、当該資料の価格を時価で算出することが難しいため、図書館が当該資料を購入したときの価格に基づいて利用者から現金を徴収する現金弁償を行っております。ちなみに徴収した現金は雑入処理をいたしております。しかし、当該弁償金処理件数は年間100件を超えており、加えて当該弁償金を図書館としましては直接図書館資料費に充当することができないため、事務の省力化と図書館資料の点数確保を図る観点から、現行の現金弁償を廃止して、図書館が当該図書館資料と価格、内容等から、教育委員会、中央図書館が同等程度と判断した図書等を指定し、この代替品をもって利用者に賠償させる旨、取扱基準を制定するものでございます。また、やむを得ない事情として弁償を免除する場合としまして、1つ目が、天災、火災等により資料を紛失等した場合で、これは罹災証明書が提出されたとき、また、2番目としましては、盗難によって図書館資料を紛失した場合には、既に盗難届が警察になされており、盗難の事由が図書館利用本人の過失に帰するものでないときの2点もあわせてこのたび規定する予定でございます。なお、施行期日は平成23年4月1日を予定しております、現在、取扱基準の規定内容等につきましては法務部法制担当と最終調整中でございます。以上です。

○ 吉岡委員

この規定は図書の紛失だけですか。例えば著しく破かれているのは入らないのですか。

○ 中央図書館長

紛失等ということで省かせていただいたのですが、規定の中には壊し、汚し、または紛失という言葉でございますので、ご指摘のとおり、そういうものも含んでおります。

○ 宇田川委員長

この件とは違うのですけれども、毎年図書館で破棄する図書がかなりあるのではないかと思うのですけれども、逆に破棄する基準はあるのですか。毎年、文化祭で公民館に行ってみると、捨てるのはもったいないから、図書館で不要になったのでお持ち帰りくださいというのを見た覚えがあるのですけれども、何か基準があれば教えてください。

○ 中央図書館長

今手元にはないのですが、内部規約としてあります。非常に利用回数が多くて、本 자체が消耗して、次回貸す人にはどうかなと思われるものを処分することにはなっておりません。図書館では毎年予算の中で新しい本も購入しております。購入するためには、場所等のことなどございまして、借りる件数が何年間もないものにつきましては、同じように、廃棄する場合がございます。主には汚れ等で、あとは利用されなくなったという基準はございます。公民館でも図書館の予算で買っている本等がございますので、同じような基準で図書館で判断して廃棄させていただいております。

○ 宇田川委員長

次に(8)考古・歴史博物館の祝日開館の試行についてを説明してください。

○ 考古博物館長

考古・歴史博物館の祝日開館につきましては、昨年9月の定例教育委員会において、実際に平成5年度から5月の連休と11月の文化の日の4日間について臨時開館を実施しており、さらに市民の利用機会の選択肢を広げ、利便性の向上を図るべく、本年4月からの本格実施に向け、職員組合と協議してきました。協議した内容からでは、他の施設では本格実施する前には必ず勤務条件の変更となることから、試行を行い、課題や問題点を出し合い、協議してから本格実施をしている、当館においても平成23年度は試行を行って検証・協議をして、24年度から本格実施できるよう組合と協議を終えて試行を行うものでございます。報告は以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に(9)平成22年度企画展「市川出土の縄文土器」の開催についてを説明してください。

○ 考古博物館長

22年度の企画展「市川出土の縄文土器」の開催につきましては、3月5日から5月25日まで行っております。資料としましてお手元に図録の「市川出土の縄文土器」をお配りさせていただきました。本市には国史跡の堀之内、

曾谷、姥山の三大貝塚を初め、50カ所以上もの縄文時代の貝塚があり、これらの遺跡から膨大な数の縄文土器が出土し、関係機関に収蔵されています。今回の企画展では、このうち全体の形状がわかる約300点の縄文土器を展示し、縄文時代に発達した器の文化を紹介するとともに、先月、記者会見で公表しましたイノシシの線刻画の発見について、NHKや千葉テレビ、あるいは読売とか朝日とかの報道関係機関で取り上げられております。これは本来、昭和60年の発掘調査により発掘されましたけれども、一般的の土器と同様に扱ってきましたので発見はできませんでした。今回、一昨年からやっています市史編纂事業に伴って新たに確認されたもので、考古博物館の東方約500メートルにある権現原貝塚から出土したイノシシの顔が描かれた土器で、縄文中・後期、約4,000年から3,800年前のものであります。全国的にも珍しく、千葉県内では唯一という貴重なもので、この企画展で初公開となります。それが、冊子の7ページの左上にイノシシの線刻画の縄文土器です。これの真ん中の上のほうに白の三角がありますけど、その白の三角の下のところに目元がありまして、その下に鼻筋、Cの字で牙があります。これを頭に入れておいてもらって、30ページにこの土器がカラー写真で載っております。これが線刻画で、よくわからなくなっていますけれども、そういったことで行っております。関連事業としてギャラリートーク、展示会室で4回実施することと、あわせて記念の講演会として「縄文時代の土器づくり」と題しまして、前の考古博物館長であります堀越氏の講演を予定しております。報告は以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に(10)平成21年度～平成22年度自然博物館企画展示の実施結果についてを説明してください。

○ 自然博物館長

資料の45ページをごらんください。テーマは「長田谷津（大町自然観察園）いきもの暦」としました。これは、季節ごとの見どころを知る機会が欲しいという市民の声にこたえたものでございます。ベースになったのは20年以上にわたって蓄積してきた当館の学芸員の観察記録でございます。これをもとにいたしまして、暦形式で毎月の見どころをたどる形で観察園の四季を実物、標本、写真等で紹介する形をとらせていただきました。会期は平成22年2月20日から平成23年1月30日まで291日でございます。会場は当館の特別展示室と、入り口の横にあります飼育コーナーを利用しました。入場料は無料でございます。概要ですが、展示内容は長田谷津に生息しています注目生物、ヘイケボタル等の紹介、当月と翌月の見どころの紹介、それに対応する動植物の実物、標本、写真等を展示しました。これは毎月更新いたしました。主な展示資料につきましては、ドングリの実生、アカガエルの卵などが実物でございます。ヤマユリ、オニヤンマ等が標本でございます。カワセミ、コ

ゲラの剥製、これも収蔵室にあります剥製等を季節に応じて並べました。関連事業といたしまして図録「長田谷津いきもの暦」を発行しました。学習用として市内小中学校へ各校10冊ずつお配りいたしました。一般用は500円で、自然博物館の窓口で販売いたしました。189冊売れてございます。同時に、観察会をもう少し碎いた季節を味わいながらやる形の長田谷津散策会を実施しました。11回で294人の参加がありました。野草の名札付けは8回実施しまして、153人の参加がありました。入場者ですけれども、9万2,608人でした。効果は、来館者の多くが常設展示会場よりも企画展示会場にいる時間が長く、また学芸員への質問もふえて、実物の展示が来館者の関心を非常にひきつけることを改めて実感いたしました。このことを受けまして、特別展示室での実物展示及び毎月1回の長田谷津散策会を企画展終了後も続けることにいたしました。今後は実物展示を継続することで、常設展示の内容を補いながら、剥製とか標本ですと細かいところはわかるのですが、実際にヤゴが泥の中にどういうふうに隠れているのかとか、ドジョウがこんな動きをするとかいうことがなかなかわかりませんので、これを使いまして補って、長田谷津における市民対象の観察会、あるいは学校の児童生徒対象の観察活動を深めることにつなげていきたいと考えております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

本日の議事は以上でございますが、皆様から何かございますか。

○ 吉岡委員

昨今、新聞や報道等で子どもをねらった驚くような犯罪がたくさんあります、以前に学校の下校・登校時間にパトロールをするとか、監視カメラを設置しようという意見が出ていたように記憶しています。例えば今もパトロールの状況はどうなっているのか、設置カメラはやったのかやらなかつたのか、もしパトロールをやっているのであれば、やる前とやった後でどのぐらい件数が減っているかという実績はわかりますか。わかるようでしたら、教えてください。

○ 指導課長

青パトのパトロールの回数とか状況はわかりますが、このパトロールのために件数が減ったかどうかは難しいところだと思いますが、防犯課に確認をいたします。

○ 保健体育課長

防犯カメラの関係でのご質問でしたけれども、本年度まで通学路において防犯カメラは、予算は別ですが、保健体育課でやってまいりました。大きな犯罪の抑止力にはなってきたという実感はございますが、実数としてはなかなか難しいところがあります。実際、警察からの問い合わせは、昨日もありまして、年間十数件はひったくりその他で、カメラの映像についての照会が警察からございます。次年度からは一括管理で、危機管理部も組織再編がご

ざいますけれども、通学路に関しては教育委員会から本庁の部局に移ります。校内の防犯カメラについては17校ございますけれども、こここの部分については、また申請があれば検討していくという状況でございます。

○ 吉岡委員

子どもが事故に巻き込まれた可能性があるということで防犯カメラを使ったことは今までにありますか。

○ 保健体育課長

子どもの事故ではございません。専ら成人の犯罪関係でございます。

○ 学校教育部長

二、三年前になると思いますけど、市内の小学生が行方不明になったときに、警察から依頼があつて防犯カメラの映像を見ることがありました。そのときは、近くの防犯カメラに映っていたのがあるのですけれども、それが結果的に犯罪には結びついでいなかつたですし、画像から何かわかったということはなかつたのですが、そういう活用はありました。

○ 中村委員

子どもが小学生のころは、不審者がいると学校から状況のお手紙が出されていたのですが、中学生になったらそういうことが学校からは全くなくて、今も小学校ではそういう情報とか件数はあるのでしょうか。わかれればお願ひします。

○ 指導課長

学校で子どもたちが不審者に会ったとかありましたときには、子どもや保護者から学校に被害を受けた連絡があります。それを少年センターに報告いたしまして、少年センターから市内の各学校にメールで配信いたします。緊急性があつたり重大性があつた場合には、指導課や義務教育課から各学校に注意を呼びかける文章を流します。それを受けまして各学校は、お子さんに手紙を持たせるような措置は今もしております。中学生ですと、子どもたちも大きいですので、帰りの会とかで本人たちに注意を呼びかけるようなことがメインになっていると思います。ロックで連携したり、今は私立の学校にもそういう情報を投げるようにいたしております。

○ 中村委員

件数的にはどんな感じでしょう。

○ 指導課長

少年センターでは把握していると思いますが、後で確認をします。

○ 吉岡委員

この間、ニュージーランドの地震がありましたけれども、液状化が起こつていて、あれを見ていると、液状化を調べた図があつて、昔の川が流れていった跡が液状化になっているのですね。市川の防災を専門にやっている方は皆さんご存じだと思うのですけれども、多分、浦安とか行徳はかなり液状化に

なるのではないでしょうか。学校で授業中に起こった場合、避難路が違ってくるのではないかと思います。そういうことを地域の防災をやっている人と学校側とで話しておく必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺のことはやっていらっしゃるのですか。

○ 教育総務部長

学校を通して教育委員会全体の震災の対策を、今、危機管理部と並行してつくっております。現在、大分整理が進んでおりますので、今後、地域との連携についても、地域との連携を主体として進めていくのは危機管理部がとることになっています。学校はそこに協力する。学校が一番求められているのは生徒、児童の安全、自宅にお帰しするとか自宅の状況の把握、今おっしゃったとおり通学路の確認を教員の方々はせざるを得ませんので、そういったことをきちんとマニュアルの中に書いていこうとしております。

○ 宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成23年3月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時50分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 遼

委員

吉岡 博之

委員

中村 ふじ江